

令和 6 年 6 月 15 日



茨城県知事 殿

主たる事務所の所在地 水戸市見川町 2131 番地 1560

医療法人 大橋会

理事長 大橋 昭

電話 029 (240) [REDACTED]

3300

決 算 届

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。

事 業 報 告 書
(自 令和 5 月 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人大橋会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 茨城県水戸市見川町2131番地1560

(3) 設立認可年月日 昭和 52 年 3 月 1 日

(4) 設立登記年月日 昭和 52 年 3 月 12 日

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	大橋病院	080112771	茨城県水戸市見川町2 131番地1560	一般病床 43 床
介護老人保健施設	介護老人保健施設みがわ	0850180050	茨城県水戸市見川町2 131番地105	入所定員 10 0名 通所定員 40名

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
(介護予防) 訪問リハビリテーションみがわ	茨城県水戸市見川町2 131番地105	
指定居宅介護支援事業所みがわ	茨城県水戸市見川町2 131番地105	

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5 年 6 月 10 日 令和 4 年度収支決算報告 承認の件

令和 4 年度剰余金処理 承認の件

[別 紙]
様式 1

	令和 5 年度役員報酬額	承認の件
	役員長期借入金返済額	承認の件
令和 5 年 6 月 25 日	理事、監事	選任の件
令和 6 年 3 月 30 日	令和 6 年度事業計画（案）及び収支予算（案）	承認の件

医療法人 大橋会

財産目録 令和6年3月31日現在

1 資産額	1,253,763,246 円
2 負債額	730,847,230 円
3 資本(正味資産)額	522,916,016 円
(内訳)	(単位:円)
科 目	金 額
	資産の部
【流動資産】	
現金・預金合計	298,096,299
医業未収入金	161,906,203
薬品	5,891,330
診療材料	7,279,234
貯蔵品	2,023,554
前払費用	1,722,877
短期貸付金	426,100
仮払税金	4,407,500
立替金	323,172
仮払金	38,500
貸倒引当金	△ 900,000
流動資産合計	481,214,769
【固定資産】	
建物	400,371,318
建物附属設備	97,934,684
構築物	4,775,210
医療器械	21,900,100
車両運搬具	95,842
工具器具備品	9,006,374
土地	192,753,865
電話加入権	608,798
ソフトウェア	1,537,251
出資金	55,000
保険積立金	36,663,585
前払保険料	6,607,900
保証金	140,000
会員権	90,000
リサイクル預託金	8,550
固定資産合計	772,548,477
資産の部合計	1,253,763,246
	負債の部
【流動負債】	
買掛金	4,211,156
借入金	16,200,000
理事長借入金	16,410,000
未払金	1,934,356
未払費用	64,631,937
預り金	3,632,481
法人税等充当金	140,300
流動負債合計	107,160,230
【固定負債】	
長期借入金	623,687,000
固定負債合計	623,687,000
負債の部合計	730,847,230
資本(正味資産)	522,916,016

様式3-1

法人名 医療法人 大橋会
 所在地 水戸市見川町2131-1560

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	481,215	I 流動負債	107,160
現金及び預金	298,096	買掛金	4,211
その他の未収金	4,344	短期借入金	16,200
社会保険未収金	8,642	理事長借入金	16,410
国民健康保険未収金	60,447	未払金	1,934
介護保険未収金	88,473	未払費用	64,632
薬品	5,891	仮受金	0
診療材料	7,279	預り金	3,633
貯蔵品	2,024	未払消費税	0
前払費用	1,724	法人税等充当金	140
短期貸付金	426		
仮立替金	4,408		
仮払金	323		
貸倒引当金	38		
	△ 900		
II 固定資産	772,548	II 固定負債	623,687
1 有形固定資産	726,837	長期借入金	623,687
建物	400,371		
建物付属設備	97,935		
構築物	4,775		
医療器械	21,900		
車両運搬器具	96	負債合計	730,847
器具備品	9,006		
土地	192,754	純資産の部	
		科目	金額
I 資本金			
2,146	II 利益剰余金	522,916	
電話加入権	609	積立金	61,500
ソフトウェア	1,537	設立等積立金	426,953
3 投資等	43,565	繰越利益剰余金	34,463
出資金	55	II 評価・換算差額等	
保険積立金	36,663	その他有価証券評価差額金	0
前払保険料	6,608	繰延ヘッジ損益	0
保証金	140		
会員権	90		
リサイクル預託金	9		
その他の固定資産	0	純資産合計	522,916
資産合計	1,253,763	負債・純資産合計	1,253,763

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-1

法人名 医療法人 大橋会
 所在地 水戸市見川町2131-1560

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益	1,064,222	1,064,222
2 事業費用		
(1)事業費	1,061,242	1,061,242
(2)本部費		
本来業務事業利益		2,980
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益	7,391	7,391
2 事業費用	14,525	14,525
附帯業務事業利益		△ 7,134
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業利益		△ 4,154
II 事業外収益		
受取利息	3	
その他の事業外収益	15,013	15,016
III 事業外費用		
支払利息	5,414	
その他の事業外費用	4,890	10,304
経常利益		558
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益		0
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失		0
税引前当期純利益		558
法人税・住民税及び事業税		450
法人税等調整額		
当期純利益		108

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 大橋会

理事長 大橋 昭 殿

私は、医療法人大橋会の令和5年度会計（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月23日

医療法人 大橋会

